

本契約概要は、電気事業法第2条第13項第1号の規定によるものであり、アンビット・エナジーの電力小売供給約款の重要な契約条件につき詳細を提供するものです。

1. 小売電気事業者：

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社(「アンビット」)
電力小売業登録番号：A0401
〒530-0017

大阪府大阪市北区角田町8番47号 阪急グランドビル 20F
customerservice@ambitenergy.co.jp

苦情および問い合わせ全般の連絡先について：

お客さま窓口：

カスタマーケアセンター 0120-907-830 (フリーダイヤル)
営業時間：午前9:00～午後6:00 (日・祝日・12/29～1/3 除く)

契約媒介業者：申込確認書に印字されます。

2. 電力供給契約の申込

お客さまの供給地点への電力供給を開始する場合、お客さまはアンビットの電力小売供給約款(以下「契約」または「約款」とする)および電力プラン説明書を承諾の上、当社のウェブサイト上からお申し込みいただきます。

3. 契約発効日および効力の終了

- 電力供給契約は、お客さまの電力供給サービスの開始時、または「供給開始日」に開始するものとします。
- 契約条件は、お客さまの電力供給サービスの開始、「供給開始日」から、契約が満了、あるいはいずれかの当事者が契約を終了するまで、有効であるものとします。
- 取消可能期間—お客さまは、電力供給サービスの開始、または「供給開始日」の7暦日前までであれば、アンビットとの契約の申込みを違約金なしに解約することができます。
電力供給の開始予定について - アンビットが一般送配電事業者の条件をすべて満たしたとき、またはそれ以降でお客さまと当社の間で同意した日に、アンビットはお客さまへの電気の供給を開始いたします。

4. 料金の算定方法、算定期間、検針日

料金には、基本料金、または該当する最低料金、使用期間ごとの使用料金にその月間の各使用期間中に使用された単位数を乗じたもの、再生可能エネルギー発電促進賦課金にその月に使用された合計単位数を乗じたもの、電源調達調整費(燃料費調整額、調達調整費を含む)にその月に使用された合計単位数を乗じたものとします。電源調達調整費は加算または減算されて表示されます。基本料金は原則1月として計算します。もっとも、契約容量の変更、電気の使用開始、需給契約の解約などの理由により基本料金の変更がされた場合、当該月の基本料金は日割計算により算定するものとします。料金は、お客さまとアンビットとの契約種別に該当する料金を適用して算定いたします。

5. 料金の算定期間、検針日

料金の算定期間、使用電力量の計量方法、検針日はお客さまがお住まいの地域の一般送配電事業者の定めによります。また「検針期間」とも呼ばれる期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、期間中に電気の供給を開始または電力小売供給契約が終了した場合の算定期間は、その開始日からその後の検針日の前日までの期間、または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。使用電力量の計量は、各検針日毎にお客さまがお住まいの地域の一般送配電事業者が計量器によって計量した値とします。

6. 計量器の費用に対する責任

料金の算定上必要な計量器は、通常、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、付属装置等はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただきます。

- お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合、お客さまが責任を負うものとします。
- 変成器の2次配線等で、多額の費用を追加で要する場合、お客さまが責任を負うものとします。
- お客さまの希望によって計量器、その付属装置もしくは区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまにその費用を支払っていただきます。

7. 計量器の改変に係る違約金

お客さまが一般送配電事業者、またはアンビットの電気工作物を改変し、そのために料金の支払を免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。

8. 工事費負担

お客さまが供給される電気の使用を開始し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに配電設備もしくは特別供給設備を施設する、または供給設備を変更する場合において、アンビットが託送供給約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の支払を求められるときには、お客さまにその費用を支払っていただきます。

装置や設備の損傷が一般送配電事業者またはアンビットの行為に起因しない場合は、お客さまにその修理費用を支払っていただきます。

9. 供給停止期間中の料金

電力小売供給約款第27条(供給の停止)によって電気の供給が停止された場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金の半額相当額を電力小売供給約款第20条(料金の算定)により停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定いたします。

10. その他の手数料

- 事務手数料: 以下 i~iii の場合 1回につき 300円(消費税別)をお支払いいただきます。ご契約名義人の年齢が満

75歳以上で、予めご申告いただいた場合には、これを免除するものといたします。

i. お客さまから提出された契約申込み、切替手続き状況、切替予定日等に関する連絡を通常の電子メール（無料）ではなく、郵送での連絡を希望された場合、初回の電気料金に合わせてお支払いいただきます。

ii. 毎月の電気使用量および請求金額について、原則としてお客さま専用ページであるマイ・アンビット・アカウントにおいてご確認ください。請求書の郵送をご希望のお客さまは毎月の電気料金に合わせてお支払いいただきます。

iii. 「お客さま支払規約」にて規定されている当社の自動支払プログラムを使用して毎月の電気使用量及び請求金額の支払いが、お客さまに起因した原因により決済を完了できなかった場合、もしくは期日内にお支払いが確認できない等の理由によりコンビニ払込票を再発行する場合、翌月以降の請求書にてお支払いいただきます。

b. 延滞利息：延滞利息は、支払期日の翌日から支払の日までの日数に対して発生します。

i. 延滞利息は、該当する税金を差し引いた請求書の金額に、支払の遅延した日数と日0.03パーセントの割合を乗じて算定いたします。

ii. 支払期日の翌日から10日以内に支払われた場合は、延滞利息を請求いたしません。

11. その他の条件

別の小売電気事業者と締結した現在の契約からの切り替えの場合、お客さまは、違約金の支払その他の不利益を被る場合があります。アンビットとの新たな電力小売供給契約の締結に先立ち、現在の小売電気事業者との間の現在の契約の詳細について確認する必要があります。アンビットは、お客さまが被るこれらの違約金の支払その他の不利益については責任を負いません。

12. 低価格保証プランの条件

アンビット・エナジー・ジャパンが提供する低価格保証プランは、当社独自のレート変動型プランです。アンビット・エナジー・ジャパンのお客さまへの供給開始日以降連続した12請求期間分の電力量料金を元に計算した結果と、お客さまがお住まいの地域の旧一般電気事業者の電力小売供給約款（III-16および19）に掲載された現行の電力量料金から同別表2（燃料費調整）を除いた金額を比較して少なくとも1%の節減を保証するものです。

13. 電気供給、電圧等の詳細

電気供給計算式、供給電圧・周波数その他供給に関する詳細は、電力プラン説明書に記載のとおりです。旧一般小売電気事業者による料金については

http://www.energia.co.jp/elec/h_menu/pricelist/pricelist1.html

http://www.energia.co.jp/elec/h_menu/pricelist/pricelist3.html

にてご確認ください。

14. 料金の支払義務および支払方法

料金は、お客さまの検針日、または契約が終了した日に支払義務が発生するものとします。料金は、クレジットカード、口座振替、コンビニ払いまたはペイジー払いでお支払いいただけます。「お客さま支払規約」は以下のリンクよりご確認ください。

<https://www.ambitenergy.co.jp/epco/cepco/paymenttos/ja>

15. 支払期日

以下の表は、各一般送配電事業者の支払期日を示すものです。お客さまには、以下の支払期日に従いアンビットの請求するすべての料金を支払っていただきます。

一般送配電事業者が北海道電力株式会社、関西電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社および北陸電力株式会社の場合

日程、地区番号または検針基準日	請求書の支払期限
1 - 6	翌月6日
7 - 14	翌月12日
15 - 20	翌月20日
21 - 30	翌月26日

一般配電事業者が東北電力株式会社のお客さまの場合

検針番号	請求書の支払期限
1 - 4	翌月6日
5 - 9	翌月12日
10 - 13	翌月20日
14 - 17	翌月26日

一般配電事業者が九州電力株式会社のお客さまの場合

計算区	請求書の支払期限
1 - 6	翌月6日
7 - 11	翌月12日
12 - 17	翌月20日
18 - 21	翌月26日

16. 供給開始後に電力供給契約の変更または解約が行われた場合の料金の算定

既に電気の利用を開始している場合を含め、お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定され、または増加された後に、契約を終了する場合または契約電力、契約電流、契約容量を変更する場合は、託送供給約款に基づいてアンビットが一般送電事業者から支払を求められた精算金は、お客さまが負担するものとします。

17. 契約期間と更新

- 低価格保証の期間は、電力供給サービスの開始日から連続して12請求期間となります。
- 同じ契約条件で更新を行う場合、お客さまは低価格保証プランの契約満了日前に、更新手続きを行う必要があります。アンビットは、低価格保証期間満了日の45日前に、期間満了通知をお送りいたします。電力量料金その他契約条件の変更を伴わず、契約期間のみを延長する場合の約款の更新においては、契約締結前交付書面を交付することなく供給条件の説明を行い、契約締結後については、小売電気事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほか、更新後の新たな契約期間及び供給地点特定番号のみを内容とした契約締結後書面を電子メール

の送信またはインターネット等を通じた閲覧に供することについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが書面の送付を希望する場合、アンビットまでお申し出ください。

- お客さまが低価格保証プランの契約満了日までに更新を行わなかった場合、アンビットは自動的にお客さまの契約を標準価格変動プランへ月極め更新いたします。契約満了後15日以内に低価格保証プラン契約の更新手続きを行った場合、アンビットは標準価格変動プランを解約し、更新後の契約を契約満了日に遡って発効いたします。またアンビットから、契約の更新および新規契約期間を確認する書面を送付いたします。

18. 契約および連絡先情報の変更または解約のお申し出方法

電力供給開始後に、締結済みの電力小売供給契約を変更したい場合、また期間満了日前に電力小売供給契約を終了することを希望する場合、当社が文書による申出を必要とするときを除き、カスタマーケアセンターにお申し出ください。契約電力、契約電流、契約容量に関する変更または終了について、託送供給約款に基づきアンビットが一般送配電事業者から支払いを求められる精算金は、すべてお客さまが負担するものとします。

19. 早期解約手数料

早期解約手数料は発生しません。

20. 電気使用地点の保安および立ち入りへのご協力

お客さまには、アンビットまたは一般送配電事業者の所有する設備の建設および保守管理のために必要な用地を確保する責任があり、本契約の履行を目的とした、アンビットおよび一般送電事業者の同用地への立ち入りを承諾するものとします。電気の適切かつ安全な使用を担保するため、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設する費用は、お客さまにご負担いただきます。

21. お客さまの電気機器により発生する不具合

お客さまの電気機器が重度の電圧変動、著しい高調波、波形のひずみ、相の著しい不平衡その他の異常を起こした場合、その改善のための供給設備の変更にかかる費用はお客さまにご負担いただきます。

22. アンビットによる契約の解約

約款第 39 項「当社による解約」に記載のある条件に該当する場合、アンビットはお客さまとの契約を解除することができます。少なくとも解約の 15 日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが需要場所から転居またはアンビットに事前の通知なくアンビットの電力供給サービスを停止したことが明らかになった場合を除きます。

23. 供給状況に関する重要事項

アンビットは、一般送配電事業者の供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合、一般送配電事業者が供給設備の保守や変更を行っている場合、非常変災の場合、その他保安上必要がある場合に、電力の供給を中止し、またはお客さまの電力の使用を制限または中止することがあります。

24. 契約の申込の撤回（契約の解除）に関する事項（クーリング・オフ）について

- 1) お客さまは、特定商取引法に基づく表記が記載された書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、契約概要 4 c.の規定に関わらず、書面により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」とする）ができ、その効力は書面を発信（郵便消印日付）した日に発生します。
- 2) お客さまがクーリング・オフをされたとき、電力供給を受け、利用した場合でもお支払いの義務はありません。また当社がお客さまに対して申込の撤回又は契約の解除に伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求する事はありません。
- 3) お客さまが、当社または契約媒介事業者が小売供給契約の申込みの撤回又は小売供給契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社または契約媒介事業者が威迫したことにより困惑し、これらによってお客さまが小売供給契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、当社がクーリング・オフ妨害の解消のための書面を再交付し、お客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面により小売供給契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことが出来ます。
- 4) 特定商取引法の訪問販売等によるご契約でも、営業のために又は営業としてご契約いただいた場合はクーリング・オフの適用対象外となります。
- 5) クーリング・オフを行った場合、お客さまは無契約状態となり電力の供給が停止される恐れがあります。供給継続のためには、他の電力小売事業者と契約を締結するか、最終保障供給（経過措置期間中は特定小売供給）を申し込んでいただく必要があります。無契約状態で電気の使用を開始されたお客さまは、電気の使用を開始した日から契約締結までの期間について、需給契約の効力を遡らせるか、最終保障供給（経過期間中は特定小売供給）を受けたこととするかを選択していただく必要があります。

クーリング・オフ通知の送り先:

〒530-0017 大阪市北区角田町 8-47 阪急グランドビル 20 階 アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
クーリング・オフ担当宛て

書面記載事項:

1. お客さま番号(AJXXXXXX)
2. ご契約者名
3. ご住所
4. 電話番号